



—消費者問題は多様化・複雑化しています—
 国民生活センターや全国の消費生活センターに寄せられる相談件数は年間100万件を超え、長浜市においても、毎年およそ500件の相談があります。また、インターネットや携帯電話での取引など、消費者の選択の幅がひろがったことを反映し、その相談内容も多様化・複雑化しています。
 そこで、市民の皆さんにトラブルに巻き込まれない”一歩進んだ消費者”になっただけのように、過去の相談件数やその内容を紹介します。



「消費生活」を考える

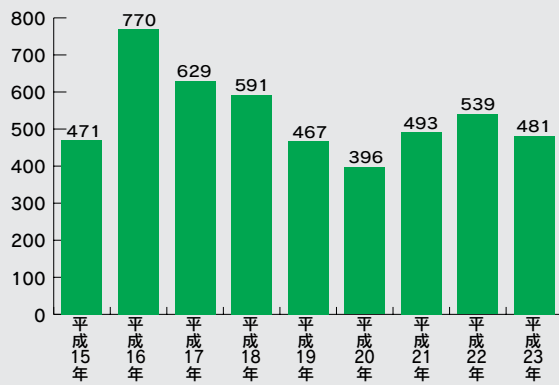
今、私たちの周りにはものがあふれ、欲しいと望めば欲しいものが欲しい時に、簡単に手に入る時代になりました。入手方法も様々で、また、簡単に手に入るからこそ、軽い気持ちで商品やサービスを購入し、結果、思いもしない被害やトラブルに遭うケースが増えています。皆さんも身の回りで疑問に思うことや、使用している商品の欠陥などに気づくことがありますか？
 消費者である皆さんが主役となり、安全・安心な消費生活を送ることができるよう、今月は、「消費生活を考える」と題し、消費者問題の対処法などについて考えます。

無料弁護士相談

【とき】5月29日(火)
 13時～16時(地福寺町)
 【ところ】市民交流センター
 【内容】弁護士による無料相談
 (相談は消費トラブルに関するもの)
 【申込期間】5月1日～5月28日※平日のみ

消費生活相談窓口 (☎65-6567)

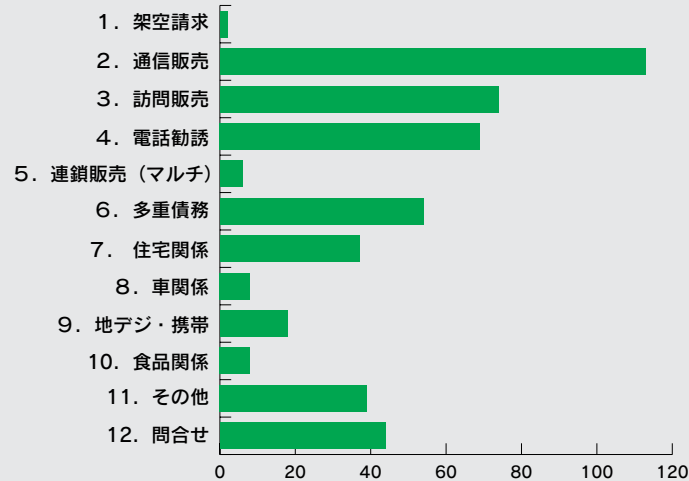
長浜市消費生活相談窓口へ寄せられた相談件数



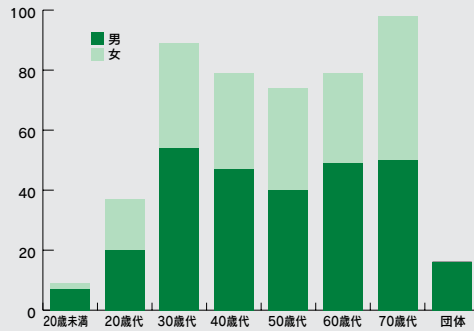
平成23年度は、幅広い年齢層から相談がありました。内訳として、各種の情報伝達手段を利用して販売業者と購入者が対面せずに取引が行われる「通信販売」や住居、路上等で販売行為を行う「訪問販売」、自宅や職場に突然電話をして勧誘し、契約させる「電話勧誘」に対する相談が多く寄せられています。次頁で、その具体例を説明します。



相談内容



年齢別の男女比



平成23年中に長浜市消費生活相談窓口へ寄せられた相談(481件)

Contents

■特集 消費生活を考える	2～5P
■教育検討委員会アンケート結果	6・7P
■行政出前講座	8～11P
■税、国民保護計画	12P
■意見募集、庁舎整備	13P
■青少年健全育成	13P
■ほっとにゆ～す	14・15P
■市政の動き、年金	16P
■人権	17P
■住宅関係	18P
■市長コラム、講座、融雪補助	19P
■お元気ですかなど	20P
■健康関係	21P
■生活機能チェック	22P
■スポーツと文化のおしらせ	23P
■多文化共生、分譲宅地	24P
■ながはまの文化財	25P
■インフォメーション	26P・27P
■裏表紙 ながはま百景、SMILE	28P

今月の表紙

長浜曳山まつり

長浜の春を語るに欠かせない「長浜曳山まつり」。春休み返上で稽古に取り組んできた子ども役者たちが最高の芸を披露しました。今年は暖かな陽気と美しい桜にも恵まれ、6万人もの人が訪れました。

たくさん人に支えられ、脈々と受け継がれてきた伝統。これからも大切に守ってきたいですね。



▲山を曳く若衆やボランティアの皆さん